

○糸満市要介護・要支援認定資料開示事務取扱要綱

(令和7年4月1日施行 福祉部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第19条に規定する要介護認定及び要支援認定に係る資料(以下「要介護・要支援認定資料」という。)について、法第8条第24項に規定する居宅サービス計画、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画、法第8条第26項に規定する施設サービス計画、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業のケアプラン作成又は法第115条の48第1項に規定する地域ケア会議等、介護サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用するための計画の作成等(以下「介護サービス計画作成等」という。)、介護保険事業の適切な運営を目的とした開示の請求があった場合における取扱事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供対象者の範囲)

第2条 要介護・要支援認定資料の開示を受けることができるもの(以下「提供対象者」という。)は、介護サービス計画作成等をより効果的にすることを目的として、要介護・要支援認定資料の開示を請求した次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 本人又は本人の親族
- (2) 本人の法定代理人
- (3) 居宅介護支援事業者
- (4) 介護予防支援事業者
- (5) 介護保険施設
- (6) 法令で計画の作成が定められているサービスを提供する介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者
- (7) 地域包括支援センター

2 前項第3号から第6号までに掲げるものは、本人とサービス提供若しくは介護サービスの計画の作成等の契約を結んでいる、又は結ぶ予定をしている者とする。

(開示することができる要介護・要支援認定資料の範囲)

第3条 開示することができる要介護・要支援認定資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認定調査票(特記事項)
- (2) 介護認定審査会資料(基本調査・1次判定結果及び2次判定結果等を含む)
- (3) 主治医意見書

2 前項第3号に掲げる主治医意見書については、当該資料に介護サービス計画作成等に利用さ

れることへの主治医の同意があるものに限り開示することができる。

(請求の方法)

第4条 市長は、要介護・要支援認定資料の開示を受けようとする者に要介護認定等資料提供申請書(様式第1号)を提出させなければならない。

- 2 市長は、要介護認定等資料提供申請書の本人同意欄に署名又は記名、押印があるものに限り開示するものとする。ただし、法第19条に規定する要介護認定及び要支援認定を受けるための申請において、被保険者本人の情報提供同意が確認でき、かつ、居宅サービス計画等作成依頼(変更)届出書等において本人との契約関係が判別できたものについては、この限りではない。

(主治医意見書開示の可否に係る確認)

第5条 第3条第1項第3号に掲げる主治医意見書については、第2条第1項第1号から第2号による申請の場合は、当該資料を提出した主治医に対し、主治医意見書の開示の可否及び範囲について介護保険主治医意見書開示照会書(様式第2号)に回答期限を付して照会するものとする。

- 2 前項の照会においては、介護保険主治医意見書開示回答書(様式第3号)及び開示請求のあった主治医意見書の写しを添えて照会するものとし、主治医からの開示の可否の回答に基づいて開示又は不開示を決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の取扱いとする。

- (1) 回答期限内に回答が得られなかったとき。ただし、当該遅延に相当な理由があると認められる場合を除く。
- (2) 主治医の廃業その他の事由により照会を行うことができないとき。
- (3) 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該主治医の所在が確認できないとき。

(開示の方法)

第6条 要介護・要支援認定資料の開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

(提供対象者の遵守事項)

第7条 市長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第72条に基づき、提供対象者(本人又は本人の親族を除く。)に、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 本人の情報(以下「本人情報」という。)について、個人の権利利益の侵害を防止するとともに本人の基本的人権を尊重した上で慎重に取り扱うこと。
- (2) 本人情報又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を、介護サービス計画作成等以外の目的に使用しないこと。

- (3) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を本人又は本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供しないこと。
- (4) 提供対象者(本人又は本人の親族を除く。)の従業者又は従業者であった者に対して、第1号の遵守事項を徹底した上で、第2号及び第3号に掲げた行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (5) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画作成等以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- (6) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡しその指示に従い善処すること。
- (7) 本人とのサービスの提供にかかる契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合には、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)を本人に提出するか又は責任を持って安全かつ確実に破棄すること。
- (8) 本人又は糸満市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときには、いつでもこれに応じること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、業務に関して知り得た個人情報に関する情報をみだりに他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(遵守事項違反に対する措置)

第8条 市長は、本要綱に基づき情報提供を受けた情報提供申請者及び当該提供先事業者の職員又は職員であった者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、その後の当該提供先事業者に対する情報提供を拒否できるものとする。

(費用負担)

第9条 本要綱に基づく要介護・要支援認定資料の開示については、介護保険の適切な執行に資することに鑑み、手数料を徴収しない。

2 市長は、要介護・要支援認定資料の写しを請求者の希望に基づき郵送する場合には、請求者にそれに要する実費を負担させなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(糸満市介護認定における閲覧に関する要領の廃止)

- 2 糸満市介護認定における閲覧に関する要領(平成12年4月1日施行。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(旧要領廃止に伴う経過措置)

- 3 この要綱の施行前に、旧要領の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この要綱の施行前に、旧要領の規定により作成された様式書類で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

申請日： 年 月 日

糸満市長 殿

私は、次のとおり介護保険被保険者の要介護認定等に係る情報が記載された資料の提供を求めます。なお、当該資料の提供を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理します。遵守事項に違反した場合、今後資料提供が受けられなくても差し支えありません。

※自署以外の場合は押印必須

申請者	氏 名		事業者名称	
	連 絡 先	住 所： 電話番号：		
	本人との関係	1. 本人 2. 親族（ ） 3. 法定代理人 4. 居宅介護支援事業者 5. 介護予防支援事業者 6. 介護保険施設職員 7. 地域包括支援センター 8. その他の介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者		
	情報開示の目的	1. 介護サービス計画作成 2. その他（ ）		

提供資料	被保険者氏名		被保険者番号											
	被 保 険 者 生 年 月 日	年 月 日												
	被 保 険 者 住 所													
	提供資料の種類	☐ 認定調査票(特記事項) ☐ 介護認定審査会資料(基本調査・1次判定結果及び2次判定結果等を含む) ☐ 主治医意見書 ※主治医意見書については、主治医の同意がなければ開示できません。また申請者が1, 2, 3の場合は、主治医との協議の結果、同意が得られない場合は開示できません。												
	提供資料の対象	年 月 日 認定分												
	資料提供の方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付												

【本人同意欄】 ※自署できない場合は、記名・押印してください。

※情報開示の目的が「1」の場合で要介護認定及び要支援認定を受けるための申請において情報を提供することに同意しており、かつ、居宅サービス計画等作成依頼(変更)届出書等において本人との契約関係が判別できる場合は下記への記載は不要です。

私は、上記の申請者が下記の者であることを証明するとともに、上記資料について、申請者に提供することに同意します。

- ☐ 私の親族（ ） 続柄：（ ） ☐ 法定代理人
- ☐ 私の居宅（介護予防）サービス計画依頼届出をした居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者
- ☐ 私と契約を締結又は締結予定の居宅サービス事業者又は介護保険施設
- ☐ その他（ ）

被保険者氏名  代筆者氏名  (続柄：)

※ これより下は記入しないでください。

窓口に来た人の身分確認	☐ 申請者本人	☐ 被保険者証 ☐ 資格確認書 ☐ 運転免許証 ☐ 従業員証 ☐ マイナンバーカード ☐ 居宅介護支援専門員証 ☐ その他（ ）
	☐ 申請者以外の者(当該事業者・施設従業者) (氏名： 関係：)	

(裏面)

(提供対象者の遵守事項)

- (1) 本人の情報（以下「本人情報」という。）について、個人の権利利益の侵害を防止するとともに本人の基本的人権を尊重した上で慎重に取り扱うこと。
- (2) 本人情報又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を、介護サービス計画作成等以外の目的に使用しないこと。
- (3) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を本人又は本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供しないこと。
- (4) 提供対象者（本人又は本人の親族を除く。）の従業者又は従業者であった者に対して、第1号の遵守事項を徹底した上で、第2号及び第3号に掲げた行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (5) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画作成等以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- (6) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡しその指示に従い善処すること。
- (7) 本人とのサービスの提供にかかる契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合には、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を本人に提出するか又は責任を持って安全かつ確実に破棄すること。
- (8) 本人又は糸満市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときには、いつでもこれに応じること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、業務に関して知り得た個人情報に関する情報をみだりに他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

資料提供の可否	可	否	否となった理由
・ 認定調査票(特記事項)	☐	☐	☐ 主治医の同意がない
・ 介護認定審査会資料	☐	☐	☐ その他()
・ 主治医意見書	☐	☐	

糸 介 第 号
年 月 日

(介護保険主治医意見書作成医師)
殿

糸満市長 

介護保険主治医意見書開示照会書

平素から介護保険の事業運営に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険主治医意見書の開示につきましては、診療上の支障が生じない場合には、被保険者等へのサービスの充実を図る観点から、個人のプライバシー保護に十分留意しつつ、これを被保険者等へ開示しているところです。

つきましては、下記のとおり介護保険主治医意見書の開示請求がありましたので、別添の介護保険主治医意見書を開示することにより本人が傷病名を知った場合に診療上支障が生じるか否かについて、ご確認いただきますようお願いいたします。

ご回答に当たりましては、別紙様式第3号により 年 月 日までにご回答くださいますようよろしくお願いいたします。

回答書中、「開示」、「部分開示」、「不開示」と区分しておりますが、部分開示の場合は診療上支障が生じる部分を伏して開示することとなりますので、不開示部分をマジック等で消し込んでその写しも送付してください。

なお、回答期限までにご回答(ご連絡)のない場合につきましては、診療上支障がないものと判断し、請求者あて当該介護保険主治医意見書の写しを交付することを申し添えます。

記

受 付 日	請 求 者 区 分	請 求 者 名	被 保 険 者 名
	1 被保険者		
	2 親族及び法定代理人		

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

糸満市長 殿

医療機関名
主治医名 

介護保険主治医意見書開示回答書

年 月 日付け、糸介第 号で照会のありました 様に係る標記の件について、下記のとおり回答します。

記

主治医意見書作成日の区分	開示の適否の区分
年 月 日作成分	1 開示 2 部分開示 3 不開示
年 月 日作成分	1 開示 2 部分開示 3 不開示
年 月 日作成分	1 開示 2 部分開示 3 不開示
年 月 日作成分	1 開示 2 部分開示 3 不開示

なお、部分開示の場合には、当該不開示部分を消去しています。